

委 託 契 約 書

京都府を甲とし、（決定後記入）を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

（契約要項）

第 1 条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務の名称
京都府旅券事務所旅券申請受付・作成・交付・相談等業務
- (2) 委託料 月額 （決定後記入）円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（決定後記入）円）
- (3) 委託期間 令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約保証金 （決定後記入）
- (5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年 2. 5 パーセント
（契約保証金）（免除の場合は削除）

第 1 条の 2 甲は、前条第 4 号の契約保証金を第 15 条第 1 項の遅延賠償金及び第 18 条第 1 項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第 12 条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

（業務の内容、処理の方法）

第 2 条 乙は、別添の業務仕様書により委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（業務の場所等）

第 3 条 乙は、委託業務を甲の指定する場所において行うものとする。

2 乙は委託業務を甲の執務時間内に行うものとする。

（委託職員の届出）

第 4 条 乙は、自己の雇用する労働者の中から必要な数の委託職員を選任し、その氏名その他必要事項を文書によりあらかじめ京都府旅券事務所長（以下「所長」という。）に届け出るものとする。

なお、委託職員に異動があったときも同様とする。

（責任者の配置）

第 5 条 乙は、委託業務を円滑に遂行するため、常勤の責任者を置く。

2 甲は、乙の置いた責任者が、本業務の処理及び管理について著しく不適當であると認められる場合は、その理由を明らかにし、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（委託職員に関する措置要求）

第 6 条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の委託職員が業務の履行について著しく不適當であると認められる場合は、その理由を示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

（施設の貸与）

第 7 条 甲は、業務の実施につき必要があると認めるときは、乙に対して控室等を用意するもの

とし、その場所は甲が別に指定する。

- 2 乙は、甲から控室等の提供を受けたときは、善良なる管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、頭書の委託業務以外の目的にこれを使用してはならない。
- 3 乙は、自己の故意又は過失により施設を破損したとき、又は甲に施設を返還すべきときは、甲の指定した期間内に原状に回復しなければならない。
- 4 施設の貸与期間は、第1条第3号の契約期間内又は本契約が解除されるまでの間とする。
- 5 施設の使用は、委託業務遂行のために必要な時間内とする。
- 6 業務の履行場所において、乙が業務を実施するために直接使用する電力、水道、電話に係る料金については、これを甲が負担する。乙は、業務を実施するにあたって、これを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

(業務に要する消耗品等の負担)

第8条 委託業務の遂行に要する備品、消耗品等については、仕様書に特別の定めがない限り、甲が負担するものとする。これ以外の経費については、乙の負担とする。

(処理状況の調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第10条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び確認)

第11条 乙は、毎日の業務を完了したときは、その都度所長に届け出て履行の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、前項に定めるほか、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく、月次業務報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条第2項の月次業務報告書を受領したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に業務完了の確認のため検査を行わなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による検査に合格しないときは、甲の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を甲に通知する。この場合において、修正の完了を月次業務報告書の提出と見なして前項の規定を適用する。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払計画表に記載の委託料を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支

払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第 14 条 甲が、第 12 条第 1 項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間や約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲はその超える日数に応じ前条第 3 項及び第 4 項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第 15 条 乙は、別途定める履行期限までに業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第 1 条第 2 号の委託料の月額に対し第 1 条第 5 号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第 13 条第 4 項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約の解除）

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると

き。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第 10 条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第 18 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料から業務を完了した月数に月額を乗じた額を減じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第 2 項の規定により第 2 号に該当するときとみなされる場合を除く。）は、この限りでない。

(1) 第 16 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第 16 条第 2 項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料から業務を完了した月数に別添支払計画表の月額を乗じた額を減じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第 19 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第 20 条 乙は、第 17 条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第 21 条 第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第 22 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第 23 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第 24 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第 25 条 乙は、委託業務処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 26 条 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成 8 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項に規定する必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (4) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (6) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (8) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (10) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (11) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(住民基本台帳ネットワークシステムの利用)

第 27 条 乙は、この契約の事務を処理するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用については、別記「旅券発給業務委託に係る旅券事務所住民基本台帳ネットワークシステム利用要領」を守らなければならない。

(関係法令の遵守)

第 28 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 29 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 京都府
知 事

乙 住 所
氏 名